様式５（危機管理事案など）

令和８年 10 月 22 日
厚木市報道資料

窓口で別人書類を手渡し

心身障害者医療証を誤交付

障がい者が健康保険の適用される医療費（自己負担額）の助成を受けるために必要な「心身障害者医療証」の再交付事務で、申請者に対して別人の医療証を誤って交付していたことが判明しました。

１　概要

（1）対象者　　１人
（2）記載内容　住所、氏名、生年月日

２　経緯

10 月６日	・Ａさんが、障がい福祉課へ心身障害者医療費助成変更等届出書（再交付）を提出。 ・職員がシステム入力する際、Ｂさんの管理情報画面を誤って開き、情報を登録。窓口で、Ｂさんの情報が記載された医療証をＡさんに交付した。
10 月 21 日	・Ａさんが医療機関を受診。 ・医療機関から障がい福祉課に「ＡさんがＢさんの医療証を提示した」と連絡が入って誤りが発覚。 ・誤交付した医療証を医療機関で保管してもらい、市職員が訪問して回収した。 ・Ａさんに医療証の誤交付を謝罪。医療証の再交付から 21 日までに医療機関を受診していないことを確認した。
10 月 22 日	Ｂさんに連絡。経緯を説明して謝罪した。

３　原因

個人情報をシステムに入力する際や医療証の交付時に、複数人でのチェックが不十分だったため。

４　再発防止策

情報の登録時や書類の交付時のダブルチェックを徹底します。窓口で申請者へ丁寧に説明するとともに、職員に対して個人情報を適正に管理するよう指導を徹底します。

本資料の問い合わせ先

市民福祉部 障がい福祉課
課長　佐藤　孝栄　電話 046-225-2246